



日本もCO₂排出枠割り当ての方向

調査研究部 古金 義洋

○ CO₂25%削減目標には相当の覚悟が必要

鳩山新政権は日本の温暖化ガス削減の中期目標について2020年までに90年比25%削減する方向を打ち出した。6月に麻生前首相が掲げた目標は「05年比15%削減」だったが、90年比25%削減という目標は、05年比では約30%減に相当する、ハードルの高い目標だ。

過去、原油価格が約10ドル/バレルから40ドル程度に値上がりした第2次石油危機を境に、日本のエネルギー原単位（実質GDP1単位当たりに使われるエネルギー量）は大幅に低下し、1976年から86年にかけての10年間で約27%低下した。これはGDPが横這いであれば、エネルギー消費量は10年間で27%削減でき、また、それに見合って温暖化ガスも27%減らせることを意味する。

2020年にかけては、①国際的なエネルギー需給逼迫により、原油など化石燃料の一段の価格上昇が見込まれること、②国内の人口減少（20年にかけて約4%減少する）によるエネルギー消費の自然減に加え、③環境税導入や太陽光発電設備設置に対する補助など再生可能エネルギーへの切り替えのためのインセンティブ、排出量取引制度の整備など政策をフル動員し、成長を犠牲にしても温暖化ガスを削減しようという国民的合意ができれば、必ずしも達成不可能な目標ではないだろう。

ただ、日本の場合、現状では、どのようにこの目標を実現していくかについて、具体的な道筋は明らかにされていない。これまで電力、鉄鋼などを中心に産業界は自主行動計画という形で努力目標を示し、自主的にエネル

ギー消費の増加を抑制してきた。しかし、家計や運輸部門、オフィスなどで使われるエネルギーについては、増加に歯止めがかかっていないというのが実情だ。効率的にエネルギー消費を抑制し、温暖化ガス排出を抑える仕組みが必要だが、そうした取り組みにおいては、欧州はもとより、京都議定書に批准しなかった米国に比べても遅れが目立つ。

○ EUは2013年以降排出枠全量有償化に移行

EU（欧州連合）は2020年までに90年比20%削減するとの目標を昨年12月に打ち出している。EUは2005年から企業に対し工場などの設備に排出枠を無償で割り当て、排出量実績との過不足分を有償で取引させる「キャップ・アンド・トレード方式」の排出量取引制度（EU-ETS）をスタートさせた。排出枠を割り当て、排出権の取引を認めることで、温暖化ガス削減のために努力しようという意識を高める効果が期待できる。

2005年から07年にかけての第1段階では、無償で割り当てられる排出枠が多すぎ、実効性が乏しかったが、2008～12年の第2段階では枠も抑えられた。EUは第3段階の13年以降、排出枠の全量有償化に移行する予定だ。電力会社の場合、13年以降、排出枠が100%有償となり、電力会社以外の企業は13年の20%有償化から、順次有償分の比率を高め、20年に70%、27年に100%有償化を目標とする。

排出枠の有償化によって、企業の生産コストは増加し、程度の差はあれ、最終製品への価格転嫁も行われるはずだが、温暖化ガスを多く排出する企業の製品は、少なく排出する

企業の製品に比べ割高になり、消費者も企業の温暖化ガス削減努力を製品価格で判断できることにもなる。政府が排出権売却収入を再生可能エネルギー拡大等のため有効に利用するなら、温暖化ガス削減に向け、一層大きな効果が期待できる。

EUは2020年までに再生可能エネルギーの比率を20%に、輸送面でのバイオ燃料使用比率を10%まで引き上げることを目標とする。

○ 米国は一部州で排出権をオークション売却

米国ではオバマ大統領が2月に温暖化ガス排出量を2020年までに05年比14%削減する方針を打ち出した。排出権を設け、その総量をオークションにより売却し、その売却収入で、12年からの10年間で1,500億ドルを再生可能エネルギー分野に投資するという内容だ。これを受け、議会下院は6月に温室効果ガスを20年までに05年比20%削減することを盛り込んだ「ワックスマン・マーキー法案」を可決した。現在は上院の審議を待つ状態だ。

米国は連邦レベルでの取り組みに関してはEUに対して出遅れ感があるものの、すでに州レベルでは先進的な動きがある。ニューヨーク州、コネチカット州など北東部10州では、RGGI (Regional Greenhouse Gas Initiative、北東部地域温暖化ガス削減プログラム) と呼ばれる取り組みが実施されている。これは、域内で一定規模の設備を有する電力事業者を対象に、排出権を割り当てるもの。2009年から14年までは、初期割り当て量で排出量を安定化させ、その後、15~18年に毎年排出権を2.5%減らして、18年には最初の割り当て量から10%削減するというものだ。

RGGIでは、排出権のほとんどが有償で2008年8月以降、3か月に1度、州はこれをオークションで売却している。EUで13年か

ら始まる予定の排出権有償化が、ここではすでに始まっていることになる。言うまでもなく、排出権の有償化は温暖化ガスの排出量抑制を、より強く促すものだ。

○ 日本でも多くの部門が規制の対象に

日本の現状はどうか。昨年秋に、国内で排出量取引制度(国内CDM)が試行的に開始された。これは、中小企業などが省エネ型のボイラーや空調設備を導入した場合、その見返りに温室効果ガス削減量に見合うクレジットが得られるというもの。温室効果ガス削減効果は国内の第三者認証機関によって計算、認証され、当該企業は同クレジットを売却できる。ただ、金融危機と重なったこともあり、実際の取引は思ったほど進んでいない。

一方、08年には省エネ法、温対法(地球温暖化対策法)の改正が行われた。前者のポイントは、エネルギー管理を義務付けられる規制対象が、事業所から事業者になったことだ。これまでは工場などが規制対象だったが、小規模店舗を複数有するコンビニや外食店、オフィスビル、ホテル、病院、輸送業者など、年間のエネルギー使用量が一定水準を超える多くの事業者が捕捉の対象となった。後者の温対法改正のポイントは、規制対象となる各事業者が、それぞれ温暖化ガスの排出量や他から取得した排出量などを当局に報告することが義務付けられたことだ。まず、09年度分の排出量を10年度に報告する必要がある。

この2つの法改正が、これまで野放しになっていた、運輸部門、オフィスなどの温室効果ガス排出量を規制するための準備作業であることは想像に難くない。「2020年までに25%削減」はすでに国際公約となった。企業の経営者や国民一人ひとりが覚悟を決めて温暖化ガス削減に取り組む必要があるようだ。